

学会賞運用に関する内規

2016年12月31日

1) 学会賞審査のための学会賞選考委員会の設置

国際ビジネスコミュニケーション学会は、会員による高度な研究活動の奨励を目的に、優れた論文、著作に対し、学会賞、奨励賞の制度を設ける。合わせて、若手会員の研究を奨励する目的に新人賞の制度を設ける。著作の審査は、4名から構成される学会賞選考委員会により執り行われる。理事長は、会員の中から、学会賞選考委員長1名を選任する。選考委員長を委嘱された会員は、他の3名の選考委員を会員から選任し、学会賞選考委員会を構成する。選考委員長が適宜定めた期間内に、選考委員は学会賞審査を行う。学会賞選考委員会は、審査対象の論文、著作に応じて設置されるものであり、候補の著作が複数となる場合は、同年度内に複数設置されることになる。

2) 学会賞選考委員4名で行われる審査結果は、下記のABCの基準に従い3段階で表示されることになる。

A : 高度な独創性を有し、本学会の学術的発展に資することが期待できる内容であること。

B : Aの段階には達していないが、論文、著作として学術的意義を有す内容であること。

C : 上記の段階に達していない内容

3) 学会賞は、学会賞選考委員4名の評価がAとなった場合のみ、授与される。奨励賞は、3名の評価がAとなった場合、授与される。ただし、1名の評価にCが下された場合、奨励賞に該当しない。

4) 新人賞は、3名以上の評価がAとなった場合、授与される。ただし、1名の評価にCが出た場合、新人賞に該当しない。

5) 学会賞選考委員は、ABC表示の評価結果と、その評価の理由を1600字以内にまとめ、選考委員長に提出するものとする。選考委員長は、各委員からの評価を最終報告としてとりまとめ、最終評価を理事会に上程する。審査結果は、理事会の承認をもって、全国大会で報告され、該当者に賞が授与されるものとする。

6) 審査を行う学会賞選考委員名は、学会賞選考委員の厳正かつ適切な審査作

業を維持する目的で、非公開を原則とする。

7) 学会賞運用に関する内規の改定は、理事会の承認をもって行なわれる。

以上